○国土交通省告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第六号ロの規定に基づき、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を次のように定める。

令和二年二月二十七日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件

建築基準法（以下「法」という。）第二条第六号ロに規定する建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める建築物の部分以外の部分とする。

一　隣地境界線等（法第二条第六号に規定する隣地境界線等をいう。以下同じ。）が同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線であって、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物（以下単に「他の建築物」という。）が主要構造部が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条各号、同令第百七条の二各号、同令第百八条の三第一項第一号イ及びロ若しくは同令第百九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物又は同令第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物である場合　次のいずれにも該当する建築物の部分

イ　隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに次の式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある当該建築物の部分

$$d = \max\{D, A(1 - 0.0000686^{2})\}$$

この式において、d、D、A及びθは、それぞれ次の数値を表すものとする。

d　隣地境界線等からの距離（単位　メートル）

D　次の表の上欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値（単位　メートル）

一階	二・五
二階以上	四

A　次の表の上欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値（単位　メートル）

一階	三
二階以上	五

θ　建築物の外壁面（隣地境界線等に面するものに限る。）と当該隣地境界線等とのなす角度のうち最小のもの（当該外壁面が当該隣地境界線等に平行である場合にあっては、零とする。）（単位　度）

ロ　他の建築物の地盤面から、次の式によって計算した他の建築物の地盤面からの高さ以下にある建築物の部分

$$h = h_{low} + H + 5\sqrt{\{1 - (S/d_{floor})^{2}\}}$$

この式において、h、h_{low}、H、S及びd_{floor}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h　他の建築物の地盤面からの高さ（単位　メートル）

h_{low}　他の建築物の高さ（単位　メートル）

H　次の表の上欄に掲げる他の建築物の高さの区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値（単位　メートル）

五メートル未満	五
五メートル以上	十

S　建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの（単位　メートル）

d_{floor}　イに規定する隣地境界線等からの距離のうち最大のもの（単位　メートル）

二　前号に掲げる場合以外の場合　隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに前号イに掲げる式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある建築物の部分

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百九十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第十一項ただし書の規定に基づき、十分間防火設備の構造方法を次のように定める。

令和二年二月二十七日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

十分間防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令第百十二条第十一項ただし書に規定する十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに規定する防火設備とすること。

二　通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。

三　次に掲げる基準に適合するものとすること。

イ　補強材（鉄材又は鋼材で造られたものに限る。）の両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板（ハにおいて「表面材」という。）が堅固に取り付けられたものであること。

ロ　充填材を用いる場合にあっては、防火上支障のない性能を有するものが用いられたものであること。

ハ　ガラスを用いる場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

(1)　枠に鉄材若しくは鋼材を用いる場合又は枠を設けない場合　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であること。

(i)　網入りガラス（網入りガラスを含む。）を用いたもの

(ii)　次に掲げる基準に適合するもの

(一)　はめごろし戸であること。

(二)　次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。

(イ)　強化ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、表面圧縮応力が百四十メガパスカル以上であるものに限る。(2)において同じ。）

(ロ)　耐熱強化ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。(2)において同じ。）

(ハ)　耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇プラスマイナス〇・〇〇〇〇〇五であるものに限る。(2)において同じ。）

(三)　幅が七百ミリメートル以下で高さが二千百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。